

コラム 9

都市公園の歴史について

わが国における公園の成り立ちは明治6年の太政官布達に端を発します。この太政官布達により、明治20年までの期間において寺社の境内や馬場などの人々が集う空間のほか、城址や庭園など武家の旧私有地を含める84箇所が「公園」として指定されました。

その後、戦後の混乱と経済成長の最中明確なルールを有していなかった公園は、戦争引揚者の仮設住宅建設や進駐軍の接収など、多くの受難の末、荒廃と崩壊を招く結果となりました。

これを受け、昭和31年には、公園に関する規制や基準を明確化させるため都市公園法が制定され、三種の神器と呼ばれた「ブランコ」「すべり台」「砂場」の設置等整備水準のほか、配置標準や管理基準が設けられました。量的、面積整備が一定程度進むなかで、昭和40年代頃からは公園の質的な整備も求められるようになり、箱ブランコや回転ジャングルジムなど、激しい運動を伴うスリリングな遊具が多くの公園に設置されてきました。

平成初期頃になると、これら高度経済成長期頃に設置されてきた遊具は、経年による老朽化が進むとともに、遊具に起因する事故が多発したことから、平成14年には、国土交通省よって「都市公園における遊具の安全管理に関する指針」が作成されるなど、全国一律の安全基準が定められ、今般、各自治体では徹底した安全対策が講じられています。

平成29年には、都市公園の有する社会資本としての多面的機能(公園ストック)を効果的に最大限引き出すことができるよう大幅な規制緩和を伴う都市公園法の一部改正が行われ、これまでの「量の整備を急ぐステージ」から社会の成熟化、市民の価値観の多様化、都市インフラの一定の整備等を背景として「緑とオープンスペースが持つ多機能性を都市のため、地域のため、市民のために最大限引き出すことを重視するステージ」に移行することが求められています。

さらに近年では、あらゆる子ども達と一緒に遊べる「インクルーシブ遊具」(用語の詳細は資料10 関連基礎用語解説も参照。)が普及し始めているほか、公園にはグリーンインフラとしての機能が求められているなど、都市公園を取り巻く環境は日々進化を続けています。

一方、東久留米市では、公共施設や道路、下水等の都市インフラストラクチャーの老朽化が進行し、公園施設の補修、更新等に対する優先的な対応が困難となる中で、平成28年に「東久留米市公園施設長寿命化計画」を策定し、社会資本整備総合交付金を活用した計画的な維持管理に努めていますが、市民一人当たりの公園敷地面積が、条例で定める標準面積5㎡に満たないことや、相続に伴う農地の宅地化等を踏まえれば、更なる公園整備が求められることは必然です。加えて、公園面積の拡大に比例して維持管理経費の増加が見込まれるとともに、多様化する市民ニーズへの対応などが求められる中では、これら都市公園を取り巻く課題に対して、民間資金・活力を最大限活用する方策を検討することが肝要です。

こうしたなか、今後の公園環境の整備にあたっては、市政運営における重点的な取組みとして位置付けている子育て支援、そして子どもたち自身への支援の一環とした「ボール遊びのできる公園整備」に加え、公園ストックを効果的に活用した特色ある公園づくりとともに、様々な地域課題、行政課題と併せて解決する視点が必要です。



東久留米市の公園と遊具